

## ～社会福祉法人 ちとせ交友会 狛江ちとせ保育園一時保育のご案内～

### 1. 一時保育の目的

保育需要の多様化に伴い、一時保育事業を実施することにより、家庭における保育を支援し、児童福祉の増進を図ることを目的とします。

### 2. 対象児童 狛江市在住の生後 57 日目～小学校就学前までの児童

\* 現に保育施設等に入所している児童は対象になりません。

### 3. 利用要件

(1)保護者の就労、就学等により家庭での保育が断続的に困難な場合であること。

・・・原則週 3 日が限度です。

(2)保護者の疾病、入院、冠婚葬祭等社会的にやむをえない理由により、緊急かつ

一時的に家庭における保育が困難な場合であること。

・・・1 回の理由につき、原則休日を除いた連続して 14 日以内が限度です。

(3)育児に伴う身体的・心理的負担を解消する等の特段の理由があること。

・・・原則 1 回につき週 1 日が限度です。

### 4. 利用日時 月～金曜日(土・日・祝日・年末年始を除く)の午前9時～午後 5 時まで

### 5. 定員等 3人 (0歳児の予約が2名以上入った場合2名まで)

### 6. 申し込み

(1)お申込は必ず左記の狛江ちとせ保育園一時保育専用ダイヤルにご連絡ください。 **090-6723-1029**

受付時間は、平日 月～金曜日の午前9時～午後 5 時となります。

(2)ご利用にあたり登録面談が必要となります。面談時には以下の書類をお持ち下さい。

①健康保険証(写) ②乳幼児医療証(写) ③母子手帳の写し(現在の月齢に近い検診のページ)

④記入済みの一時保育登録申請書、健康記録票

⑤かかりつけの病院で書いてもらった(有料)園指定の健康診断書をお持ちください。

なお、④と⑤の指定書式は狛江ちとせ保育園または市役所窓口でお受け取り下さい。

(3)来園いただき、面談をします。面談は一時保育の必要性が高い方から実施します。面談日にはお子さんとご

一緒にいらして下さい。一時保育登録申請書、健康記録票は、あらかじめ記入のうえお持ちください。

(4)申込受付開始日は次表のとおりです。

	利用日	受付開始日
各月	1～15 日	前月の 16 日
	16～31 日	当月の 1 日
(例) 3月	11日	2月 16日
(例) 3月	23日	3月1日

\*土・日・祝日及び年末年始にあたる場合はご利用できません。

\*受付開始日が土・日・祝日及び年末年始にあたる場合は、翌日以降最初の平日が受付開始日となります。

(5)給食等はありません。ミルクや離乳食、おやつ及び飲み物をお持ちください。

(6)薬はお預かりできません。

### 7. 利用時間・利用料金(1人1日) \*0歳児は1日4時間以内

区分	利用時間	利用料金
午前 9 時～午後 5 時	4 時間以内	1,500 円
	4 時間以上	3,000 円
	8 時間以内	

\*やむをえず利用時間が 8 時間を超える場合の利用料金は 3,300 円です。

(1)幼児教育・保育の無償化の対象となる場合

事前に支給認定(保育の必要性の認定)の申請が必要です。申請方法は、市 HP をご確認ください。無償化の対象となる場合は、一旦利用料をお支払いいただき、狛江市へ請求書を提出いただいた後に、市より指定口座に振り込みをいたします(償還払い)。

(2)生活保護受給世帯・前年度市民税非課税世帯・災害等特別な事情で保育料を支払うことが困難と認められた場合は、申請の上利用料金が免除されます(詳細はご相談ください)

### 8. 支払方法

\*当日現金払いになります。

\*未納がある場合は、ご利用できなくなる場合があります。

### 9. その他

\*衣服や持ち物などの全てに記名をしてください。